

# 高松城の復元を進める市民の会

## 設 立 総 会

※2023(R5)年5月24日

※丸亀町老番街

カルチャールーム

## 会 議 次 第

### 1、開 会

### 2、議 事

- (1) 第1号議案 高松城の復元を進める市民の会の会則(案)について
- (2) 第2号議案 高松城の復元を進める市民の会の役員(案)について
- (3) 第3号議案 令和5年度事業計画書(案)及び活動予算書(案)について
- (4) 第4号議案 今後の活動について

### 3、閉 会

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、高松城の復元を進める市民の会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を香川県高松市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、「高松城」を復元する活動を通じて、愛する郷土の歴史を深く勉強するとともに、子どもたちにも、その成果をあらゆる機会に伝承することにより、郷土愛を育む一助にする。また、特に「天守閣」は、歴史・文化の風薫る高松のシンボルとして位置づけ、広く国内外に情報発信するとともに、復元後は地域の宝として保存・活用されるよう市民の立場に立った活動を進めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高松城復元の意義・必要性及びその実現方法等を広く情報発信する事業
- (2) 高松城復元の規模・様式、実施方法等、その具体化のための調査・検討を行う事業
- (3) 高松城復元の実現に向けた研修会、講習会等を実施する事業
- (4) 復元された高松城の有効活用を図るため、文化、歴史及び観光等への活用方法について情報収集、調査・研究を行う事業
- (5) 高松城復元に関わる各種団体・機関と連携する事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した個人及び法人・団体とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、事務局に申し込むものとする。

(会費)

第7条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 個人の場合 年会費 2,000円 (1口)
- (2) 法人・団体の場合 年会費 10,000円 (1口)

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第9条 会員は、事務局に申し出て退会することができる。

(抛出金品の不返還)

第10条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。ただし、理事会において返還することが相当であると認められた場合は、この限りでない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上20人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。  
(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事を兼ねることができない。  
(職務)

第13条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 本会の財産の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。  
(任期等)

第14条 役員任期は、2年又は選任後2回目の通常総会の終結の時までのいずれか短い期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。  
(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(顧問及び相談役)

第16条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、学識経験のある者等の中から理事長が委嘱する。
- 4 顧問及び相談役は、理事会並びに総会に出席し助言をすることができる。
- 5 顧問及び相談役任期は、役員任期に従うものとする。

(事務局)

第17条 本会に、事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

## 第5章 総会

(種別)

第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会費の額
- (4) 事業報告及び活動決算の承認

- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項  
(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。

2 総会を招集するときは、概ね10日前までに書面で通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、理事長がこれを務めるものとする。

- 2 理事長に事故があるとき、又は欠員のときは予め、理事長が定める順位により副理事長が議長となる。
- 3 理事長及び副理事長に事故があるとき、又は欠員のときは、出席者の互選によって議長を定める。

(定足数)

第24条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意がある場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第26条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により書面表決又は表決を委任した会員は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、議事録を作成するものとする。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第29条 理事会は、この会則で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長若しくは副理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第2号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、概ね10日前までに書面で通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第33条 理事会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により書面表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、議事録を作成するものとする。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄附金品

(3) 事業に伴う収益

(4) その他の収益

(資産の管理)

第37条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第38条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告書、活動決算書等の書類は、毎事業年度終了後速やかに、監事の監査を受け、理事会に報告したうえで、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第42条 本会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した会員の過半数の議決を経なければならない。

(解散)

第43条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の不能
- (3) 合併

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が解散をしたときに残存する財産は、総会において出席した会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第45条 本会が合併しようとするときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、会員への文書送付若しくはホームページにアップしてこれを行う。

第10章 雑則

(委任)

第47条 この会則の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、2023（令和5）年 5月24日から施行する。
- 2 設立当初の事業計画及び活動予算は、設立の日から令和6年3月31日までとする。
- 3 設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、設立の日から令和6年3月31日までとする。

1. 活動計画

(1) 理事会 4月25日（火）

場所：丸亀町壱番街カルチャールーム

議題：総会提出議案の審議

(2) 総会：5月24日（水）

場所：丸亀町壱番街カルチャールーム

議題：※令和4年度事業報告書及び活動計算書について

※NPO法人高松城の復元を進める市民の会の解散について

※清算人の選任について

※残余財産の処分について

※議事録署名人の選任について

(3) 役員会（理事・運営委員） 随時開催

2. 事業実施の方針・内容

(1) 情報発信事業

※かわら版（第12号）を発行・・・令和6年1月頃

※ホームページ・・・新しい情報やイベントを随時発信する。

(2) 研修事業

※県外のお城見学会・・・6月8日 福山城と広島城を計画

※秋の講演会・・・講師に松平洋史子氏を予定

（桜御門復元2周年事業とし、日程等は今後詰める）

(3) 出前講座・・・未定

(4) 交流連携事業・・・未定

令和5年度 活動予算書(案)  
令和5年5月24日から令和6年3月31日まで

高松城の復元を進める市民の会

科 目	金 額		(単位:円)
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費(個人)	350,000		
正会員受取会費(法人)	400,000	750,000	
2 受取寄付金・広告料			
受取寄付金・広告料	48,000	48,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
情報発信事業	0		
研修会・講演会事業	0		
情報収集、調査・研究事業	0	0	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計(A)			798,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
(人件費計)		0	
(2)事業経費			
諸謝金	0		
お城見学会	100,000		
講演会費	50,000		
会報誌	50,000		
ホームページ	70,000		
交流連携費	10,000		
(その他経費計)		280,000	
事業費計		280,000	
2 管理費			
(1)人件費	0		
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
(人件費計)		0	
(2)その他経費			
印刷製本費	50,000		
会場使用料	10,000		
会議費	10,000		
消耗品費	25,000		
イベント用資材費	10,000		
支払手数料	40,000		
通信・運搬費	80,000		
旅費・出張費	50,000		
雑費	20,000		
(その他経費計)		295,000	
管理費計		295,000	
経常費用計(B)			575,000
当期経常増減額			
(C) = (A) - (B)			223,000



科 目	金 額	(単位:円)
Ⅲ 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	
経常外収益計(D)		0
Ⅳ 経常外費用		
1 固定資産売却損	0	
経常外費用計(E)		0
税引前当期正味財産増減額 (F) = (C) + (D) - (E)		223,000
法人税・住民税及び事業税(G)		0
当期正味財産増減額 (H) = (F) - (G)		223,000
前期繰越正味財産額(I)		0
次期繰越正味財産額 (J) = (H) + (I)		223,000